

令和2年度 国立大学法人大分大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 グローバルかつインクルーシブな視野を持ち地域・社会で活躍する人材を養成するために、平成28年度から外部英語試験を全学で活用するとともに、平成27年度に採択された地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を踏まえ、教養教育における地域志向科目を必修化する。また、平成32年度までに各学部の教育プログラムに柔軟に対応できるような学事暦を導入し、社会のグローバル化、ダイバーシティ化に対応して、地域社会の課題、多様な文化、人々との相互理解に資する教育プログラムを実施する。

- ・【1-1】各学部で決定した外部英語試験を着実に実施していくとともに、前年度迄の外部英語試験の結果に基づき、令和3年度以降の外部英語試験の活用方法を決定する。
- ・【1-2】大分大学のキャンパスで各国の留学生とともに修学し、「多文化共生」能力を身に付け、グローバル人材として活躍できる知識や実学を学ぶプログラムを定着させるとともに、その効果を検証し、必要に応じて改善する。
- ・【1-3】平成27年度に採択された地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を踏まえ、教養教育において必修化した地域志向科目である「大分を創る科目」、平成30年度から全てを開講した課題解決型能力の育成を目指した授業に重点化した「大分を創るトップアップ科目」の効果を検証し、必要に応じて見直す。
- ・【1-4】各学部の教育プログラムに柔軟に対応できる学事暦の制度を導入し、実施可能な学部から実行する。

【2】 地域産業の発展・イノベーションの創出や人々の暮らしに貢献できる知識と技術、研究能力を有し、グローバルかつインクルーシブな視野で新たな課題の発見と解決ができる人材を養成する教育課程を整備する。また社会人の学び直しへの貢献度を高めるため、社会人学生・受講生、企業からの派遣者等の受入れ数を10%以上増加させる。

- ・【2-1】教養教育科目及び学部専門科目において、課題解決能力を育成する授業を充実させるため、新規授業の開発を促す。また、アクティブ・ラーニングの実施状況を踏まえて、教養教育科目の改革方針を立案する。学部専門科目におけるアクティブ・ラーニングを導入した授業や課題解決型の授業であることをシラバスに明記する。
- ・【2-2】公開講座・公開授業の量的充実の取り組みを継続しつつ、大分大学での学びが成果活用につながるようモデルプログラムを開発・実施する。リカレント教育プログラム等社会から必要とされる仕組みの開発・整備に向け検討を開始する。

【3】 学生の能動的・主体的学習を促し、学習意欲向上や学生のキャリアパスを見据えた教育課程を担保するため、能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業比率を80%以上に高める。

- ・【3】シラバスと学生による授業評価を活用して、能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業と学生の学習意欲や授業時間外学修の時間等との関係性を明らかにして、能動的学修の効果を検証するとともに、能動的学修を取り入れた授業を普及させるための研修会を継続的に実施する。

【4】 改組後の教育学部において、教職への適性を重視した方式に入試を変更するとともに、児童生徒のICT（Information and Communication Technology）活用能力やアクティブ・ラーニングを支援しうる力量をもった義務教育教員を養成するための科目の新設等を行う。また、地域の学校現場での学習サポートを通して子どもの学習状況を理解する活動や附属学校における教育実習を充実させる等のカリキュラム改革を行うことに加えて、複数の指導教員が、1年次から卒業まで通して、個々の学生の特性を踏まえた修学指導や生活指導、教採指導を行う「メンタリング・コーチングシステム」を構築・実施することにより、教職への意欲付けを継続的に行う。これらの取組により、教員就職率（臨時採用を含み、大学院進学者は除く）を80%以上にする。

- ・【4】 ①地域の学校現場での学習サポートを通して子どもの学習状況を理解する活動を継続して行う。②小学校教育コースから初等中等教育コースへの変更に伴う令和2年度入学生から適用される新たな教育実習等を実施する。③「メンタリング・コーチングシステム」を継続して実施する。

【5】 大分県内唯一の教員養成系学部として、地域に密接した教員養成を行うため、県内高校への広報を充実することで大分県出身者の入学者を増加させるとともに、「小学校教育コース」において小学校重点化のカリキュラムや「地域の教育課題」等の授業科目を新設する。さらに地域の学校現場での学習支援ボランティア活動を実施することで、大分県小学校の教員採用試験の受験率・合格率を増加させる。これらの取組により、大分県の小学校教員の需要に対応し、大分県小学校教員における本学の占有率を55%にする。

- ・【5】 ①県出身者の入学を増やすため、県内高校への全学的な広報活動に参画するとともに、学部独自の広報活動を継続して実施する。②小学校教育コースから初等中等教育コースへの変更に伴う令和2年度入学生から適用される新たなカリキュラムを円滑に実施する。③地域の学校現場で学習支援ボランティア活動を継続して実施する。

【6】 新たに設置する教職大学院において、教職大学院における研究者教員と実務家教員が協働して行う、学校現場と大学との往還を通して具体化する課題解決型の教育、教員としての地域課題解決能力を向上させる教育、フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた互いに学び合う教育により教職への意識と実践的指導力を向上させ、その修了者（現職教員を除く）の教員就職率85%を確保する。

- ・【6】 事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた教育の改善・向上を図るため、FD委員会による研修会（カリキュラム・授業検討会及び教職大学院研究交流会）を実施する。また、令和元年度に引き続き、教職への意識と実践的指導力の向上に関する調査を修了予定者に対して行い、調査結果を教育研究の改善に活かす。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【7】 学修やキャリア形成を支援するため、学修ポートフォリオ等を全学的に実施する体制を平成29年度までに整備する。併せて、教育の水準・質を保証し、学修成果の可視化を進め、社会が求める人材を育成するため、教学に関わるポリシーに基づいた体制を平成31年度までに整備するとともに、学修評価を活用してPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを確立し、改善する。

- ・【7】 IRセンターが各学部やアドミッションセンター、高等教育開発センターと連携し、学修評価を活用してPDCAサイクルを確立する。

【8】 学部、大学院を通じて多様な価値観、俯瞰的能力を育成するため、高度な教養教育、

全学共通カリキュラムを展開するための体制を平成29年度までに整備する。

- ・【8-1】 学士課程における教養教育については、地域を重視した教育プログラムとしての「大分を創る人材を育成する科目」を着実に実施するとともに、教養教育カリキュラムの見直しに向けた方針の取りまとめに着手する。
- ・【8-2】 令和元年度に明示した各研究科における構成要素を満たす科目を着実に実施する。

【9】 学術情報拠点など学内共用施設を活用し、専門・教養教育や学生の主体的・能動的学修を支援する体制を強化する。そのため、教職員がラーニング・コモンズ、ICT等の高度化に対応した教育支援システムの習熟を図るFD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) 活動を進め、教員の参加者数を平成29年度までに全体の75%以上に高める。また能動的学修や実践的教育の教育プログラムを実施するための施設整備を行う。

- ・【9-1】 令和元年度までの実施状況を検証・分析し、取組の改善を行う。引き続き学術情報拠点において、図書館の機能説明、情報探索、情報整理、情報表現という枠組みでの学生の学習支援を実施する。
- ・【9-2】 FD・SDの体系的な実施計画を着実に実施するとともに、参加者のアンケート結果等に基づいて実施効果の検証を行い、教員の75%以上の参加を維持する。

【10】 改組後の教育学部において、教師としての実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を第3期中期目標期間末には20%を確保する。また、指導経験のない大学教員に対しては、内地留学としての初等中等学校への派遣、公立学校や附属学校等における授業の実施、学校の教科書を用いた模擬授業を行うFDなどの研修を実施する。

- ・【10】 平成31年度（令和元年度）に引き続き、学校現場の実務経験者の優先的採用、及び学校での教育実践について認識を深めるFD研修会を行う。また、研修会参加者を対象としたアンケートを実施し、研修会に対する意見に加え、研修成果の教育への還元の実際についても検証し、さらにFD研修会を充実する。学校現場での指導経験のある大学教員の採用状況について確認・検証し、さらなる充実のための検討を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【11】 学生の多様性を踏まえ、キャリア形成に資するセミナー等の開催や、低学年からのインターンシップ等の積極的な導入を進めるとともに、学生が主体的に進路選択・決定が行えるよう、企業や事業所、官公庁と連携したセミナーを充実させ、参加企業数を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間末に比べて20%以上増加させる。

- ・【11】 低学年向けプログラムをさらに充実させるとともに、県内就職率向上のため、県内企業の説明会を増加させることにより、本学主催/共催セミナーの参加企業数を、第2期中期目標期間末（平成27年度末）に比べて20%以上増加させる。

【12】 学生が健康的で十分にその能力を發揮できるように、福利厚生の実、経済支援の拡充、正課外活動への支援、並びに日常的な「学び」のサポートを充実させるとともに、障がいのある学生に対し、施設設備の改修を進める。

- ・【12-1】 福利厚生施設・課外活動施設整備計画を検証し、更新するとともに、地域交流事業と関連する現実の問題と向かい合う正課外活動の支援を継続する。正課外活動への支援方針を更新する。
- ・【12-2】 大分大学修学支援事業基金の同窓会への広報を拡大し、基金の充実を図る等、経済的に困難な学生の支援の拡充を継続する。
- ・【12-3】 前年度の結果を踏まえ、サポートに必要な制度等を改善する。

- ・【12-4】障がいのある学生に対して迅速に対応するため、支援が必要な障がいの種類とそれに対応する支援策を整理するとともに、障がいのある学生に対し、施設設備の改修を進める。

【13】 本学の特色である保健管理センターと「びあROOM」との機能的な連携により、学生の元へ出向いて対応する「アウトリーチ型」の心身の健康面での支援、学修面での支援を進める。また、各学部の教務面・学生生活面との一体的な連携を強化した学生支援体制を充実するために、学生並びに学内外専門家による評価を踏まえたPDCAサイクルを確立する。

- ・【13】 前年度に充実させた学生相談体制を検証し、改善策を検討の上、見直し実行することで学生支援体制を強化する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【14】 多様な能力をもった学生の受入れ、選抜方法の妥当性・信頼性の検証及び改善、高大接続をより一層推進するため、平成30年度までに、入学企画支援センターを発展的に改組して、アドミッション・オフィスを設置する。

- ・【14】 アドミッションセンターがIRセンターと連携して、入試成績を分析し、入学者選抜に繋げる方策を立案する。また、入学者選抜の組織強化を図るため、学長補佐体制を見直す。

【15】 アドミッション・ポリシーに基づき、能力・意欲・適性を多面的に評価する入学者選抜方法を確立して、平成30年度に公表し、この方法による入学者選抜を平成32年度から実施する。

- ・【15】 令和2年度から開始する新たな入学者選抜方法について、判定システム等の改修も含めて適切に実施する。

【16】 国の『高大接続改革実行プラン』に示された高等学校教育と大学教育の連携強化を実現するため、大学レベルの教育に高校生が触れる機会を大分県内の全ての高等学校に提供する。

- ・【16】 大分大学と大分県内の高等学校との連携会議や高大接続実施委員会等において、大学レベルの教育提供に向けた実施方法・内容について検討し、高校生に大学レベルの教育に触れる機会を提供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【17】 本学の強みである「低侵襲医学研究」、「国際感染症研究」、「統計科学等基礎研究」、「生命・材料化学研究」等、ミッションの再定義に掲げた先端的な研究を重点領域研究として、戦略的に研究費支援を行い、その研究成果を論文発表や研究セミナー等で地域社会・国際社会に発信し、論文数・国際共著率、共同研究件数、科研費採択率等について第2期中期目標期間末に比し、第3期中にそれを上回るようにする。

- ・【17-1】 重点領域研究に対し戦略的な研究費の配分を行い、大学の強み・特色を明確にするためのプロジェクト、さらに他に類をみない新しい発想の芽生えや今後の大型研究費の獲得に繋がる研究を支援する。
- ・【17-2】 研究成果を社会に効果的に発信し、共同研究等へのマッチングを強化するための機会となるセミナーや研究発表会を企画する。
- ・【17-3】 令和元年度に引き続き、研究力向上のため、国際的な論文作成、発表のために、

論文数及び分野ごとの校正サービス利用を調査する。論文輩出促進策の一つとして論文校正費の低減、論文作成方法に関する講習会の実施を検討する。

【18】 分野や領域を越えた研究者の連携によるイノベーティブな研究を推進するため、全学研究推進機構を中心に経験豊富なシニア研究者が支援を行い、若手研究者等を国際的な学術コミュニティー（学会等）における研究リーダーに育成する。

- ・【18-1】 令和元年度に引き続き、イノベーティブな研究を推進するため、次世代リーダー候補の発掘を行う。また、次世代リーダー候補のために研究発表・共同研究の支援（マッチング活動支援）、科研費の申請支援（イベント・企画等）を行う。
- ・【18-2】 認定研究チーム制度の見直しを行い、認定した研究チームの外部資金獲得や研究、調査及びその成果の発表等の支援を行う。

【19】 国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想（医療を中心とした東九州地域産学官連携）の特色を活かした「医工連携研究」、多様な地域産業に関連する「エネルギー関連技術開発・研究」、「ビッグデータを活用するIT技術研究」、「食品化学研究」及び「サステナブルな建築・地球環境創成研究」等に取り組み、地域活性化の中核的研究拠点としての機能を強化する。

- ・【19-1】 令和元年度に引き続き、医療機器創成促進拠点のネットワークを活かし、医療機器や医工連携に関するイベントを企画・支援し、医療機器開発の研究を推進する。
- ・【19-2】 令和元年度に引き続き、「エネルギー関連技術開発・研究」、「ビッグデータを活用するIT技術研究」、「食品化学研究」及び「サステナブルな建築・地球環境創成研究」等の促進のため、事業説明会やセミナー等を行い、共同研究パートナー等を見つけ出す。

【20】 地方自治体などと連携・協力し、「地域の福祉課題や教育課題に関する研究」や「地域経済に関する研究」に取り組み、まちづくり、地域の活性化の向上に寄与する。

- ・【20-1】 大分県内の自治体や福祉関連機関と連携・協力し、地域の福祉やまちづくり、地域コミュニティや地域経済の活性化に関わる先駆的な実践や課題を共有し、それらの理論化に向けて協議するとともに、それらの結果を県内自治体や専門職、地域住民に還元して政策や実践に結びつけるように努める。
- ・【20-2】 対象の市町村と協議の上、モデル地区を対象に完成した問診票と家族アセスメントを利用した家族機能についてのチェックを実施し、実施上の課題を明らかにし、市内全域での活用に結びつける研究を実施する。
- ・【20-3】 令和元年度に引き続き、大分県教育委員会、大分市教育委員会との連携を継続・強化し、地域の教育課題解決に向けた協議・協力を行う。

【21】 福祉と医療の連携を基礎とした地域包括ケアシステムを支える研究コミュニティーを形成し、文系医系融合型の新たな研究領域を創生する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【21】 前年度までの取組に引き続き、大学院福祉健康科学研究科とも連携を行い、行政機関との意見交換会の開催を通して研究コミュニティーの構築を図る。

【22】 イノベーションをもたらす基盤的な研究や若手研究者・女性研究者の活動に対し、重点的な研究費の配分、男女共同参画事業等との連携、URA（University Research Administrator）チームによる研究戦略支援等を行い、研究機関及び企業等との共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【22-1】 イノベーションの創出の基礎となる若手研究者、女性研究者の研究支援のために、重点的な配分を行い、競争的資金の獲得拡大を図るとともに、URAチームが若手研究

者・女性研究者の研究助成金等の獲得支援を優先的に行う。

- ・【22-2】研究者の能力が十分発揮できる研究環境の整備を図るため、女性研究者及び女子大学院生を対象とした「学会派遣支援」を実施するとともに、育児・介護中のため研究補助を必要とする男女研究者に、研究サポーターを派遣する。また、女性研究者の科研費等の採択率向上を図るため、女性研究者を対象としたメンター制度を実施する。さらに、平成29年度に採択された科学技術人材育成費補助金「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」事業として、女性研究者等をリーダーとした産学連携研究の募集や、企業等と連携した、研究力向上を目的としたセミナー等を開催する。
- ・【22-3】イノベーションを創出する萌芽的研究プロジェクトを形成するために、URAチームが認定研究チームの形成等を支援する。形成後は、アウトリーチ活動等（交流会・セミナー等）を企画・支援する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【23】 優れた研究を推進するため、URAチームが中心となって国内外の研究資金情報の収集、分析、発信を行うとともに科研費、外部研究資金等申請書のブラッシュアップ、ピアレビューを行うなど、採択に繋がる効果的な支援体制を構築する。

- ・【23-1】令和元年度に引き続き、優れた研究を推進するため、URAチームが中心となって国内外の研究資金情報の収集、分析を行い、マッチする研究者や研究者グループ等にメール・イントラ等を通し、継続的に発信する体制で情報発信等を行う。
- ・【23-2】令和元年度に引き続き、外部資金の採択件数を増やすために、科研費、外部研究資金等申請書のブラッシュアップ等の支援や外部資金採択につながる説明会等を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【24】 九州や大分県に関する学生の知識・理解の深化に資する科目を整備するなど、地域の自然や社会・文化等地域課題に関する教育・研究を充実することにより、県内定着志向を高める。

- ・【24】COC+補助期間終了後の取組として、「大分を創る科目」をこれまでと同程度維持すること、また、「おおいた共創士」並びに「おおいた共創士『匠』」認証の教育活動をこれまでと同様に実施する。また、COC+補助期間終了後の体制を整備する。

【25】 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）を踏まえ、県内の公私立大学等や地元企業・経済団体等、大分県・市町村との協働により、地域が求める人材を育成するための教育改革を実行し、地域の課題解決に向けたリーダーを育成するとともに、地域産業の振興、雇用の創出に寄与し、県内就職率を第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ10%以上向上させる。

- ・【25-1】COC+を踏まえ、地場企業・団体等の連携事業を積極的に実施することにより、学生の知識・理解の深化を目指す。一方、その事業を検証し、必要に応じて見直しを行う。さらに、補助金終了後も、「おおいた共創士」認証制度を継続実施するために、県内企業・自治体・COC+連携大学の体制を整える。
- ・【25-2】COC+における地域産業の振興として創出した事業化に関する取組について、これまで企業・自治体等との連携で培った実績を検証し、新たな事業の展開を模索する。

【26】 包括協力協定を締結している大分県や市町村、地元企業との連携により、中小企業の経営戦略から自治体の地域政策に至る地域再生の社会ニーズに応えるため、地域経済社会に関する総合的な研究を組織的に実施するとともに、防災シンポジウム等の安全安

心社会形成のための取組を地域社会と協働して実施する。

- ・【26】自治体等との意見交換の場を設け、地域ニーズの収集及び情報交換を行った上で、収集した地域ニーズを踏まえた取組を行う。防災・減災に関しては、自治体等をはじめとする関連主体との連携・連絡体制の構築を強化し、具体的な取組を協働で進める。

【27】 「防災シンポジウム」や「Jr.サイエンス」事業等、地域に開かれた本学の社会貢献活動として実施している大学開放事業においては、これまでより更に多くの地域住民に大学の教育・研究活動の成果の一端を紹介・提供することができるよう、地域住民のニーズを踏まえつつメニューを点検・整備することにより、大学開放事業数を第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、25%以上増加させる。また、地域住民に高等教育レベルの学習機会や「学び直し」の機会を提供する公開講座・公開授業数については、ニーズに対応し全学連携の下に第3期中期目標期間末に第2期中期目標期間末に比べ、10%以上増加させる。さらに、地域貢献と学生の地域課題解決能力の向上を目的に実施している「大分大学生き2プロジェクト」等の学生の主体的な取組に対する指導・助言を充実し、参加学生数を増加させる。

- ・【27-1】各部局や全学で実施する県民対象事業等の大学開放事業を継続的に推進し、件数の増加を図る。
- ・【27-2】継続して公開講座・公開授業の量的充実と質的発展に取り組む。特に公開授業については、学部等との連携により開設科目数を増加させることに取り組む。質的発展としては、公開授業と公開講座、成果活用をパッケージとするプログラムを2つ以上実施するとともに、リカレント教育へのニーズに対応する仕組みの開発・整備に向けて検討を開始する。
- ・【27-3】「大分大学生き2プロジェクト」の参加学生数を増加させるため、方策を見直す。また、「ベンチャービジネスプランコンテスト」等の指導・助言体制を強化し、学生による地域貢献活動を活性化し、地域課題解決能力を醸成する。

【28】 産学官連携で創出される知的財産について、セミナー等を開催し学内外の意識を高める取組を組織的に実施する。

- ・【28】教職員・学生及び学外一般者を対象に、知的財産に関する意識向上を図るため、産学官連携推進機構が中心となり、セミナー等を開催する。知的財産に関する新しい話題を収集し、その情報を学内外で開催される各種イベント活動等において積極的に発信していく。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【29】 新たに策定する「国際交流推進戦略」に基づき、アジア諸国を中心に世界各国から留学生の戦略的な受入れを推進し、留学生平均在籍者数を第2期中期目標期間末に比し、15%以上増加させる。また、英語による授業科目を増やし、受入留学生と日本人学生との交流のための科目を設けて充実させ、海外への留学に繋げるとともに、短期語学研修等の参加者を第2期中期目標期間末に比し、50%以上増加させる。

- ・【29-1】大分大学の国際交流推進戦略（2016～2020）に基づき、受入留学生数及び派遣留学生数を、第2期中期目標期間末に比して増加させるとともに、日本人学生と留学生が同時に受講可能な「大分大学国際フロンティア教育プログラム」を進化させ学内の更なるグローバル化を図る。
- ・【29-2】受入留学生数、派遣留学生数を増やすため、更に協定校を開拓する。

【30】 グローバル化を推進するため、研究者（大学院生を含む）の海外派遣数及び海外の大学等からの受入れ数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【30】 学内のグローバル化を推進するため、省庁各種競争的資金などの積極的受入れと国際共同研究の推進等により研究者（大学院生を含む）を引き続き積極的に受け入れる。更に次期「大分大学の国際交流推進戦略（2021～2025）」を策定する。

【31】 欧米に加えて、更に東南アジア、アフリカと、経済活動のグローバル化に関する交流を展開し、国際シンポジウム等により成果公開を実施する。

- ・【31】 ASEAN地域を中心としたグローバルな研究交流や国際シンポジウムなどの開催を引き続き拡大する。

【32】 アジア諸国を始めとする途上国への貢献のため、国の指定した地域活性化総合特別区域としての東九州メディカルバレー構想等により、医療分野での人材育成支援、開発協力などを行う。

- ・【32】 大分大学バンコクオフィス等を活用し、ASEAN地域を主として、内視鏡や感染症分野を中心とした人材育成、国際共同研究、医療機器開発を推進する。またSATREPS事業の継続により、アジアにおける感染症対策に資する人材育成と国際共同研究を推進する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【33】 高度急性期医療機能の強化、患者診療環境の改善、教育病院として機能充実のため、附属病院再整備計画に基づき、西病棟、外来棟及び中央診療棟の再整備工事を完遂する。

- ・【33】 高度急性期医療機能の強化、患者診療環境の改善、教育病院としての機能充実のため、再整備工事計画として外構整備等について、検討する。

【34】 地域包括ケアシステムに対応するため、総合患者支援センターを設置し、地域医療機関及び福祉関係機関との連携を強化する。具体的には、以下の項目を実施に移す。

- ◆再診予約制度の徹底と運用の改善、初診予約制度の拡大、地域連携パスの運用の拡大、地域の医療機関情報の収集とデータベース化
 - ◆入院支援、医療福祉相談、退院援助の強化
- これらの取組によって、紹介率80%、逆紹介率70%以上とする。

- ・【34-1】 患者予約制度の方針に基づいた、初診完全予約制の拡大に向け、引き続き各診療科と協議を行い取組を実施する。また予約取得体制の見直しを検討する。
- ・【34-2】 がん診療連携拠点病院として、がん地域連携クリティカルパスの件数維持とがん診療連携医療機関の登録件数を拡大する。脳卒中クリティカルパスの運用拡大を進め連携強化を図る。
- ・【34-3】 医療情報ネットワークを活用して、院内における多職種連携、地域医療機関及び福祉関係機関と入退院支援の充実に取り組む。

【35】 高度医療及び専門診療に対応した先進的な診療設備等の導入更新を計画的に行う。特に本学の強み・特色である低侵襲手術の機能向上を図るため、内視鏡手術室並びに血管治療手術室に最新の設備機器を整備する。

- ・（平成30年度完了）

【36】 地域の災害拠点病院として、大分県など地方公共団体及び九州地区大学病院との連携を強化するとともに、南海トラフ地震を想定した災害時の優先業務の選定やライフラインの復旧手順など具体的業務対応策を策定し、病院機能の維持を担保するとともに、災害時に必要な備蓄品について、計画的に整備する。

- ・【36】 令和元年度に引き続き、挟間キャンパス事業継続計画（BCP）で抽出された課題のうち、優先度の高い課題解決に向けた実行計画を策定し、事業継続マネジメント（BCM）を推進し、BCPを改訂する。

【37】 術後早期社会復帰に寄与する腹腔鏡手術やロボット支援手術は、開腹手術に比較して高度の技量を要することから、周術期合併症、器械の故障や不備等を関連する医師、看護師、臨床工学技士等と医療安全管理部が共同で検討する体制を整え、これらの低侵襲治療に関する医療安全のシステムを構築する。

- ・【37-1】 低侵襲治療（ロボット支援手術）に係る周術期合併症のリスクを評価するシステムを引き続き検証する。さらに合併症に至らない手術（手術時間の延長の出血量等）の解析システムを構築する。
- ・【37-2】 令和元年度のチェックリストの評価に基づき、必要に応じて、さらにチェックリストの見直しを行う。

【38】 医療法改正により新たに義務付けられた医療事故調査に適切に対応できるよう、医療安全管理部の体制整備を行う。また、地域における医療安全管理の充実を図り、地域基幹病院等と定期的に事例報告及び原因分析と対策について検討を行うシステムの構築並びに地域の医療施設における医療事故調査への相互協力体制の構築を行う。

- ・【38-1】 地域の医療機関と連携して医療安全の充実を図る。
- ・【38-2】 地域の医療施設における医療事故調査への協力体制の構築を一層推進する。

【39】 一貫した卒前卒後教育が可能な新たな教育組織の整備等、医学部及び病院全体で研修医を育成する体制を構築する。これにより、初期研修医マッチング率を募集定員の80%以上とすることを目標とし、大分県の地域医療における喫緊の課題である医師確保の改善を図る。また、総合診療医を含む新専門医制度に対応した後期研修プログラムを充実させ、研修医、医員等の若手医師にキャリアプランを示し、地域医療に貢献できる人材を育成する。

- ・【39-1】 初期研修医マッチング率向上方策のまとめとして、卒前教育では、引き続き診療参加型臨床実習の新たな実施及び評価体制を検討し、卒後教育では卒後臨床研修センター専任教員が主体となって卒後臨床教育実施体制を強化する。
- ・【39-2】 新専門医制度下の専門医共通講習を開催する。複数の講座にまたがりプログラム内容等が非常に複雑な領域（内科、外科）の研修プログラムの管理を引き続き滞りなく行う。

【40】 サージカル・ラボ、スキルスラボセンター等を活用し、本学医学部生、研修医、学内外の医師及びコ・メディカルを対象に、安全な低侵襲医療に関する実践的な教育を行い、質の高い医療人を育成するとともに、JICA等を通じて海外の医療従事者を受入れ、医療技術の習得支援による国際貢献を行う。

- ・【40-1】 令和元年度に引き続き内視鏡外科手術の実践的な教育を行うため、サージカル・ラボ及びスキルスラボを用いて、学部学生、研修医へのトレーニングを行うとともに、他機関から外科技術教育プログラムによる研修生を受け入れる。
- ・【40-2】 令和元年度に引き続き、国際的な医療技術習得支援を行うため、海外からの医療研修員を年間1回以上受入れ、現地に赴いて行う内視鏡治療及び内視鏡外科手術指導を年間2回以上実施する。

【41】 良質かつ安全な医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な知識・技術と臨床経験を備える専門・認定薬剤師、組織運営上の優先度が高い分野の認定看護師（年間2名程度）、幅広い分野の専門看護師など質の高いコ・メディカル職員を計画的に育成する。

- ・【41-1】 令和元年度に引き続き専門薬剤師を育成するため、薬剤部で研修会を計画し実施するとともに、令和2年度専門・認定薬剤師取得予定者に学会参加や論文作成のための支援を行う。
- ・【41-2】 多様な分野の専門看護師、認定看護師、学会認定看護師等を育成するため、資格取得に向けた教育・研修の受講を支援する。また、特定行為研修の受講を支援する。専門・認定看護師を活用した地域貢献事業に取り組む。

【42】 国内及び海外の様々な研究機関との連携による地方大学にも実現可能な連携型ARO (Academic Research Organization) を整備し、本学の特徴である臨床試験のための専用病床（クリニカルトライアルユニット）を活用することで、特殊な薬物動態や薬理学等の新しい臨床的評価法を技術基盤として確立させて、医薬品開発を加速させる。

- ・【42-1】 医師主導治験を活用したアカデミア発シーズ開発をさらに進める。他のAROと連携し、相互チェックを実施し、特に多施設研究に対するモニタリング体制を強化する。昨年度に引き続きドラッグディスカバリーセンターの設置について検討する。
- ・【42-2】 コンサルテーション部門の事前相談の実施体制を強化する。他大学からの相談の受入れを開始する。
- ・【42-3】 医師主導治験によるPK/PD試験をさらにすすめる。生理学的薬物動態モデルをもちいたPK解析方法を導入する。難病に対する新たな診断方法の開発をすすめる。
- ・【42-4】 複数のSMOとの連携による治験の実施体制を確立する。アウトソーシングによるPMDA相談の実施。データマネージメント体制を構築する。

【43】 疾病構造の変化に対応し、認知症疾患等にかかる高度医療・先進医療を推進する。特に認知症先端医療推進センターが中核となり、PET診断技術に関する研究や産学官連携による認知症の新規治療法を開発する。

- ・【43-1】 研究報告書の作成と終了報告書提出を完了し、英文成果論文を作成する。
- ・【43-2】 軽度認知障害診断システムの臨床活用を目指す。
- ・【43-3】 令和元年度に引き続き、血液脳関門通過型抗体を作成する。
- ・【43-4】 令和元年度に引き続き、抗体を利用した新規画像診断マーカーの開発を進める。

【44】 社会環境の変化や診療報酬改定、国及び県の医療政策等に柔軟に対処し、病床稼働率、平均在院日数、医療費率、後発医薬品率等の経営改善状況、その他測定可能な評価指標を用いたインセンティブ制度を構築し、病院収入増及び経費削減を図り、経営基盤の安定化に努める。なお、病院再整備完了後の経営改善目標を次のとおりとする。

- ◆病床稼働率88%以上・平均在院日数15日以内・医療費率40%以内
- ◆後発医薬品率（数量ベース）60%以上

- ・【44-1】 平均在院日数の短縮により、入院診療単価の向上に取り組むとともに、基本方針に基づいた病床再配分を行い、病床の効率的な運用を実現し病床稼働率の安定維持を図る。
- ・【44-2】 クリニカルパスの活用を推進するため、病院全体及び各診療科のクリニカルパス適用率の目標値を設定するとともに、DPCⅡ入院期間内退院率の向上を図る。
- ・【44-3】 医療費削減のため、医療材料の標準化や価格交渉を行い、より安価な医療材料を購入し経費の削減に努める。また、昨年度策定した、「医療費率の改善に向けた取組方針」に基づき設置した「医療費率改善検討会」を活用し、医療費率削減、収益性の改善に努める。
- ・【44-4】 後発医薬品採用比率の向上を図るため、年2回の薬価収載時期に合わせて定期的

な切り替えを実施する。抗菌薬と造影剤に加え後続品（バイオシミラー）の採用拡充にも取り組む。

- ・【44-5】 病院収入を安定的に確保するため、適切なルールにより、引き続き診療科毎に診療報酬請求額など経営指標の目標値を設定し院内に周知するとともに、達成状況を定期的にフィードバック・検証する。
- ・【44-6】 HOMA Sを活用した国立大学病院間の経営指標によるベンチマークを活用し、本院全体の経費区分毎の収支における改善点を抽出する。HOMA SやDPC分析ソフト等を活用したDPC分類別の分析結果を病院情報管理システムから閲覧できる環境を構築する。また、診療科医師が随時確認し、活用できるよう病院情報管理システム内に公開できるように引き続き検討する。
- ・【44-7】 実施計画に基づき薬剤師を配置し、薬剤管理指導料と病棟薬剤業務実施加算1を算定する。また、病棟薬剤業務実施加算2の算定を検討する。
- ・【44-8】 医員定数策定の基本方針を再検討する。また、診療活動の活性化を図るため、新たなインセンティブを検討する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【45】 附属学校園は、教育実習機能の高度化を進めるため、教育学部・教育学研究科が養成する実践的な指導力の資質・能力の指標作成に参画し、教育実習での実施を踏まえ、その妥当性を学部・研究科の教員と協働して、検証・分析・整理し、指標の改良を行う。

- ・【45】 策定した「実践的な指導力の資質能力の指標」に基づき、四校園及び協力校で教育実習の評価を実施する。また、卒業生の追跡調査に基づき、教育実習の成果を経年比較し、検証し、改善する。

【46】 大分県教育委員会等と連携の下、大分県の教育課程研究協議会での課題（各教科の授業改善・学びに向かう力等）を共有し、その課題解決のため学部のリソース等を活用して実践研究を行い、公開研究会等の開催等を通じて、その成果を地域に還元し、また学部のカリキュラム等に反映させる。

- ・【46】 学習指導要領改訂の動向を踏まえ、前年度に引き続き実践研究に取り組み、研究会を開催する。また、その成果を学部のカリキュラム等に反映する方策を検討し、実行する。

【47】 初等中等段階からグローバル化に対応した教育環境づくりの推進のため、英語で積極的にコミュニケーションができる人材育成を目指した附属小学校・附属中学校の連携による外国語（英語）教育カリキュラム等を作成・実施する。

- ・【47】 作成した外国語（英語）カリキュラムを基に、授業を実施し、カリキュラムを改善する。また、実践研究により得られた成果を発信・公開し、検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【48】 ガバナンス体制を強化するため、法人運営組織の役割分担を明確にすることによって、権限と責任が一致した意思決定システムを確立するとともに、副学長の役割の見直しを含め、学長の補佐体制を再構築する。

- ・【48】 令和元年10月に構築した学長の補佐体制（所掌業務の見直し、学長特命補佐の設置等）を検証し、必要に応じて改善する。

【49】 大学運営の改善に資するため、経営協議会等の学外有識者による意見を積極的に求め、大学運営に反映させる。その反映状況を大学ホームページで公表する。

- ・ 【49】 経営協議会及び将来構想検討会の構成員である学外有識者からの意見を大学運営に反映させ、その反映状況を大学ホームページで公表する。

【50】 教員組織と教育組織を分離するなど、教員組織の見直しを行い、教員の人事管理を大学全体として統括し、学内の人的資源を効果的に活用する体制を構築する。

- ・ (平成30年度完了)

【51】 戦略的・機動的な大学運営に資するため、IR機能を担う組織等において、学内外に散在するデータの収集・分析を行い、学内の意思決定や業務の改善などに活用する。

- ・ 【51】 令和2年1月に設置したIRセンターにおいて、学内外に散在するデータの収集・分析を行うことにより有効に機能させる。

【52】 学長のリーダーシップを発揮するための予算を一定枠確保し、本学の機能強化に資する取組等への配分を戦略的・重点的に行う。

- ・ 【52】 学長のリーダーシップの下、本学の強み・特色を踏まえた機能強化の方向性に沿った取組を更に進めていくため、学長戦略経費を3.1億円以上確保し、戦略的・重点的な配分を行う。

【53】 国内外の優秀な人材の積極的登用などにより教育研究の活性化を図るため、承継教員の10%を年俸制適用者とし、業績評価を含めた安定運用を行う。併せて、混合給与制等の新たな人事・給与システムの検討及び導入を行う。さらに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用に、若手教員比率18.2%を目指して促進する。

- ・ 【53-1】 新たな年俸制を導入し、導入後は、新規採用教員全員について新たな年俸制を適用し、若手教員の雇用を促進する。また、在職教員についても当該年俸制への移行を促進する。なお、年俸制導入促進費を活用した旧年俸制適用教員については、引き続き業績評価を実施する。
- ・ 【53-2】 平成29年度に策定した混合給与制の制度について、各部局に周知し、活用を促進する。

【54】 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理のため、継続的な人件費シミュレーションを行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

- ・ 【54】 令和元年度に引き続き、適正かつ効率的な人事管理の基となる人件費シミュレーションを実施することで、適切な人件費管理を実施する。

【55】 女性教員採用枠の確保、子育てや介護支援によるワーク・ライフ・バランスの実現等研究活動のサポートを通じ、平成24年度に本学独自に策定した「女性研究者在籍割合20%達成計画」（平成25年度～平成34年度）を達成するために、平成30年度までに女性研究者在籍割合が19%を超えるよう計画を実施する。

- ・ 【55】 働き方改革に則して、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、子育て・介護中の研究者を支援する研究サポーター事業及び育児支援サービス補助事業を実施するとともに、女性教員比率の向上を図るため、インセンティブを付与した予算配分を行う。

【56】 役員、管理職の交代時において積極的な女性登用を行うことにより、理事等の役員に占める女性比率を12.5%以上、管理職に占める女性比率を14.6%以上とする。

- ・【56】女性の管理職登用を推進するためのセミナー等を引き続き開催する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】 不断の改革の観点から、教育研究組織について、アンケート調査、ステークホルダー・ミーティングでの外部有識者の意見、また、大分県等地方自治体の意見等を収集・分析し、時代や社会のニーズに即した恒常的な見直しを行うため、学長の下に全学的かつ機動的な検討体制を整備する。

- ・【57】国立大学改革を推進するため、全学的な教育研究に係る改革を司る教育マネジメント機構（仮称）、研究マネジメント機構（仮称）等の設置について検討体制を整える。

【58】 「地域包括ケアシステム」を担う人材養成が求められているという地域社会のニーズを踏まえ、地域包括ケアシステムのリーダーとなりうる人材を養成するため、本学の持つ特色・強みである医療と福祉、心理のリソースを融合した「福祉健康科学部」を平成28年度に設置する。

- ・（令和元年度完了）

【59】 教育福祉科学部のもつ特色・強みを伸ばし、大分県唯一の教員養成系学部として教員養成機能を強化し、地域密接型教員養成を担う使命を達成するために、平成28年度から、教育福祉科学部を教育学部に改組する。また、教員養成の機能に特化するために、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程は廃止する。

- ・（令和元年度完了）

【60】 大分県の小学校教員需要の平成38年度以降の減少に対応するため、平成33年度までに、社会のニーズ等及び4年間の実績を踏まえ、小学校教育コースの入学定員を減ずる方向で見直しを行う。

- ・【60】本法人の国立大学改革方針に基づき、教員養成機能の高度化や他大学との連携等の在り方について検討し、4年間の教員採用実績と大分県の教員需要動向の最新情報を踏まえた入学定員を検討する。

【61】 教育委員会等との連携の下にスクールリーダーや有力な新人教員を養成するため、平成28年度に教職大学院を設置する。その後4年間の移行期間を経て、平成32年度には教育学研究科の学校教育専攻を廃止し、教職開発専攻（教職大学院）に一本化する。

- ・【61】令和2年4月に教職大学院へ一本化した教育学研究科について、設置計画に沿って運営し、設置計画履行状況等調査に対応する。

【62】 経済学部については、平成28年度までに高校生・卒業生就職企業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までの調査による社会的なニーズを踏まえ、地域社会におけるイノベーション（新たな価値の創造）を教育研究の対象とする学部改組を行う。

- ・【62】前年度実績を踏まえ、社会イノベーション学科を設置計画に沿って運営し、設置計画履行状況等調査に対応する。

【63】 工学部については、平成28年度までに高校生・県内外の求人企業・卒業生就職企

業等への調査等により教育研究組織の見直しを行い、平成29年度に前年度までに実施した調査等による社会的なニーズを踏まえ、「理」の要素を取り入れた学部改組を行う。

- ・【63】理工学部を設置計画に沿って運営し、設置計画履行状況等調査に対応する。

【64】 工学研究科は、平成33年度に、先行して実施した学部改組を基に、企業、自治体へのニーズ調査等を踏まえ、教育研究組織、規模の見直しを行う。

- ・【64】 国立大学改革方針に沿った検討により、工学研究科への改組に係る設置計画の延期を踏まえ、工学研究科で、理工学部卒業生を受け入れる体制を整える。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【65】 職員のマネジメント能力を高めるため、現行の「事務系職員等の研修の基本方針」の見直しを行い、職員の資質向上に資するプログラム等を整備する。

- ・【65-1】 「事務系職員等の研修の基本方針」に基づき、研修を実施する。階層別研修においては、アンケート結果を踏まえ、必要に応じ内容を見直し、実施する。
- ・【65-2】 事務系職員専門研修について、昨年度実施した第4ステージのアンケート結果を踏まえ、引き続き部課長も講師となる第5ステージのプログラムを整備し、実施する。また、(公財)大分県自治人材育成センター等への派遣研修についても引き続き実施し、研修を受ける機会の拡充を図る。

【66】 教育研究組織の見直しに対応するため、学部共事事務業務の一元化を図るなど、柔軟で効率的な事務体制を構築する。

- ・【66】 文部科学省より新たに示された国立大学改革方針を踏まえ、強化が必要な部署に職員の重点配置を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【67】 全学研究推進機構と産学官連携推進機構との連携により、大学全体の研究力の向上を図り、科研費の採択率を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。また、産学官連携活動を推進し、共同研究・受託研究の合計件数を第2期中期目標期間末に比し、10%以上増加させる。

- ・【67-1】 令和元年度に引き続き、外部資金の採択件数を増やすために、科研費、外部研究資金等申請書のブラッシュアップ等の支援や外部資金採択につながる説明会等を行う。
- ・【67-2】 「共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえ、外部資金獲得を目指し、出展・研究成果発表・コーディネート活動等を継続して行い、共同研究・受託研究の増加につなげる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【68】 物件費、水道光熱費、管理的経費の現状分析を行い、経費の抑制を行う。特に光熱費については、全体の使用量削減を確認するため総エネルギー量を基にした指標を用い、平成26年度単位面積当たりエネルギー量(附属病院を除く。)を上回らないよう抑制する。

- ・【68】 光熱水費(附属病院を除く)については、1㎡当たりのエネルギー使用量を平成26年度の0.889GJ/㎡以下とする。また、引き続きエネルギー管理区分毎の削減計

画の実施や、学内HPへの使用実績の公表、省エネマニュアルの配布等による啓発活動を実施する。なお、引き続き管理的経費については、事業の精査を行うこと等により、経費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【69】 定期的に施設の利用状況の点検を行い、利用度が低い資産については、利用計画の変更など、効率的・効果的運用を行う。また、維持費削減のため、建物については保有面積の1%を削減する。

- ・【69-1】 鶴見臨海研修所、中津江研修所及び上野丘東1団地の処分の手続を行う。
- ・【69-2】 施設の有効利用について研究スペースの調査を行い効率的運用を図る。また、且野原キャンパス内の職員宿舎について、維持費削減のため保有面積を縮減する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【70】 教育、研究、業務・運営等に係る自己点検・評価の定期的な実施に加え、第三者評価に結び付くステークホルダー・ミーティング等の大学独自の取組を実施し、その結果を大学運営の改善に反映させる。

- ・【70-1】 令和元年度の実績に係る自己点検・評価を実施し、その結果及び学外者等の意見をIRセンター等での分析も踏まえ大学運営等に反映させる。
- ・【70-2】 令和3年度に受審する予定の大学機関別認証評価の自己評価書作成体制を整備し、自己評価書の作成に着手する。
- ・【70-3】 第3期中期目標期間の4年目終了時評価の実績報告書を作成し、法人評価委員会等の評価を受ける。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【71】 大学広報誌、大学ホームページ、大学ポートレートにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行うとともに、学生確保も見据えた戦略的な情報の公開・発信を推進する。なお、その公開・発信の方法はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等時代の趨勢を見据えた効果的な方法を活用する。

- ・【71】 広報体制を一層強化・充実するとともに、学長記者会見、広報誌、ホームページ、SNS等で積極的な情報発信を行う。また、研究成果を社会に還元できるように、研究活動の情報発信を強化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【72】 キャンパスの整備と活用に係る基本的な計画であるキャンパスマスタープランに基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、本学の機能強化を推進する施設整備や、施設・設備の老朽化対策並びにユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な教育研究環境の整備、及び省エネや維持管理コスト削減等に資する環境負荷の低減対策を行う。また、既存施設の有効活用の観点から、新学部設置や学部改組については、基本的に既存施設で対応する。

- ・【72-1】キャンパスマスタープランに基づき本学の機能強化を推進する施設整備及び施設・設備の老朽化対策として（挾間）総合研究棟（医学系）の改修を行う。安全・安心な教育研究環境の整備として老朽化が進んだエレベータの更新を行う。また、新たな研究科の設置に対しては有効利用の観点から、基本的に既存施設で対応する。
- ・【72-2】本学の環境方針を踏まえ、（挾間）総合研究棟改修（医学系）において省エネ機器を採用し、環境負荷の低減対策を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【73】 安全管理を徹底し、事故等を未然に防止するために、安全衛生管理体制の検証及び安全管理状況の定期的な点検を行うなど、必要に応じて改善と整備を実施することで体制を強化する。また、安全文化の醸成に向けた役職員の意識向上のため、安全管理・事故防止等に関するセミナー等を定期的実施する。

- ・【73-1】有害物質や法定化学物質の管理のため、化学物質管理規程の制定及び化学物質管理体制の構築に向けた取組をさらに進める。
- ・【73-2】安全文化の醸成に向けた役職員の意識向上のため、メンタルヘルス、生活習慣病予防、化学物質による事故防止等に関するセミナー等を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【74】 大学の諸活動における法令遵守を徹底し、大学の社会的責任を果たすため、コンプライアンス担当部署の設置など、学内のコンプライアンス体制を整備するとともに、教職員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、教職員に対する研修会等を年1回以上実施し、各種マニュアル等を定期的に点検し、見直しを行う。

- ・【74】教職員のコンプライアンス意識の高揚を図るための研修会等の実施及び各種マニュアル等の見直しを行う。

【75】 危機管理体制をより一層充実・強化させるとともに、構成員の危機管理に関する意識の高揚を図るためのセミナー等を年1回以上実施する。

- ・【75】教職員の危機管理に関する意識の高揚を図るためのセミナー等を実施する。

【76】 USBメモリの適切な取扱いを徹底させるなど、個人情報の適正な管理体制を確立するとともに、個人情報保護の重要性について、教職員に対する研修等を年1回以上実施する。

- ・【76】USBメモリの適切な取扱いを含めた個人情報の管理に係る通知文書を発出するとともに、個人情報保護に関する研修等を実施する。

【77】 学生生活の安全・安心の観点に立ったハンドブックの作成やコンプライアンスに係る授業の充実など、学生の危機管理意識を高める支援システムを確立するための取組みを実施する。

- ・【77】コンプライアンスに係る新入生ガイダンスを継続する。学生の危機管理意識を高めるハンドブックの見直しを行い、必要に応じて改訂する。また、災害時に学生の安否確認を行うシステムの実効性を高めるため、安否確認訓練を複数回実施する。

【78】 研究不正行為と研究費の不正使用を防止するために、関連する規定の周知を行うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえた教育、研修を実施し、適正な法人運営を行う。

- ・【78】研究の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため、教職員に対し関係規程等の周知徹底を図り、「研究不正防止計画」に基づいた取組を実施する。また、機動調査の結果に基づく「履行計画ロードマップ」を計画的に実施する。なお、「研究不正防止計画」は、文部科学省等の関係情報を参考に、適時見直しを行う。

【79】 公的資金の不正使用防止のため、教職員及び取引業者に対して説明会を毎年度開催し、会計ルールの周知徹底を行う。

- ・【79】平成30年度に発生した研究費不正使用事案における再発防止策等に基づき、研修会・説明会・実地調査を行い、会計ルールの周知徹底の強化とともに教職員の意識改革を図る。

【80】 ワクチンソフトの必要数を確保し、外部記憶媒体等の管理を徹底して安全なICT環境を整備するとともに、情報セキュリティ対策を強化するため情報システムの利用ガイドライン等の内部規則を整備する。また、構成員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、研修・訓練を毎年度開催する。

- ・【80-1】 学術情報拠点マスタープラン及び大分大学情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報システムの取り扱いやインシデント対応チームの強化等、セキュリティインシデント防止のための取組を行う。
- ・【80-2】 学術情報拠点マスタープラン及び大分大学情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティ意識向上のための教育・訓練を継続するとともに学生に対する情報セキュリティ教育の充実を図る。

**VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照**

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2, 3 2 1, 4 5 1 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

(1) 鶴見臨海研修所の土地及び建物（大分県佐伯市鶴見大字有明浦字平間805番 土地 3899.29㎡、建物 999㎡）について、処分の手続を行う。

(2) 中津江研修所の土地及び建物（大分県日田市中津江村大字栃野2331番の3 土地 1693.18㎡、建物 658㎡）について、処分の手続を行う。

(3) 上野丘東1団地の土地（大分県大分市上野丘東 83 番 2 1820.89 ㎡）について、処分の手続を行う。

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院の施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び医療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・ 挾間団地ライフライン再生 (特高受変電設備)	総額 1, 6 5 6	施設整備費補助金 (1, 3 2 3)
・ 附属病院基幹・環境整備 (特別高圧受変電設備等改修)		長期借入金 (3 0 1)
・ 挾間団地実験研究棟改修 (動物実験施設)		(独) 大学改革支援・ 学位授与機構施設費交 付金 (3 2)
・ 挾間団地総合研究棟改修 (医学系)		
・ 且野原団地ライフライン再生 (給排水設備)		
・ 且野原団地講義棟改修		
・ 且野原団地ライフライン再生 (消火設備)		
・ 小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 公平性及び客観性を確保しながら、「国立大学改革プラン」に沿った弾力的な人事・給与システムを構築するための措置
 - ・ 新たな年俸制を導入し、導入後は、新規採用教員全員について新たな年俸制を適用し、若手教員の雇用を促進する。また、在職教員についても当該年俸制への移行を促進する。なお、年俸制導入促進費を活用した旧年俸制適用教員については、引き続き業績評価を実施する。
 - ・ 平成29年度に策定した混合給与制の制度について、各部局に周知し、活用を促進する。
- (2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理を行うための措置
 - ・ 令和元年度に引き続き、適正かつ効率的な人事管理の基となる人件費シミュレーションを実施することで、適切な人件費管理を実施する。
- (3) ダイバーシティ社会を実現する大学運営を進め、女性教職員の活躍推進に取り組むための措置。
 - ・ 働き方改革に則して、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、子育て・介護中の研究者を支援する研究サポーター事業及び育児支援サービス補助事業を実施するとともに、女性教員比率の向上を図るため、インセンティブを付与した予算配分を行う。
 - ・ 女性の管理職登用を推進するためのセミナー等を引き続き開催する。

(参考1) 令和2年度の承継職員数 1, 317人
また、非承継職員数*の見込みを 627人とする。
※ 非常勤職員、再雇用職員、特任教員、勤務限定職員を除く

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 16, 920百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,081
施設整備費補助金	1,323
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	825
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	
授業料、入学金及び検定料収入	2,990
附属病院収入	20,333
財産処分収入	0
雑収入	473
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,562
引当金取崩	439
長期借入金収入	301
貸付回収金	0
目的積立金取崩	466
出資金	0
計	37,825
支出	
業務費	
教育研究経費	10,764
診療経費	22,091
施設整備費	1,656
船舶建造費	0
補助金等	625
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,562
貸付金	0
長期借入金償還金	1,127
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	37,825

[人件費の見積り]

期間中総額16,920百万円を支出する(退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額8,728百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額353百万円。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額1,128百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額195百万円。

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	35,822
業務費	
教育研究経費	2,349
診療経費	11,529
受託研究費等	787
役員人件費	102
教員人件費	8,078
職員人件費	9,357
一般管理費	601
財務費用	78
雑損	0
減価償却費	2,941
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	35,334
運営費交付金収益	8,663
授業料収益	2,807
入学金収益	389
検定料収益	100
附属病院収益	20,333
受託研究等収益	861
補助金等収益	692
寄附金収益	612
施設費収益	0
財務収益	5
雑益	356
資産見返運営費交付金等戻入	315
資産見返補助金等戻入	124
資産見返寄附金戻入	77
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	▲488
目的積立金取崩益	0
総利益	▲488

[収支が均衡しない理由]

- ・附属病院等における当期資産取得額及び借入金元金償還額等（1,865百万円）と見返勘定を伴わない減価償却費（2,353百万円）との差額（▲488百万円）

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	46,743
業務活動による支出	32,366
投資活動による支出	9,216
財務活動による支出	1,804
翌年度への繰越金	3,357
資金収入	46,743
業務活動による収入	34,683
運営費交付金による収入	8,728
授業料, 入学金及び検定料による収入	2,990
附属病院収入	20,333
受託研究等収入	851
補助金等収入	825
寄附金収入	600
その他の収入	356
投資活動による収入	7,360
施設費による収入	1,355
その他の収入	6,005
財務活動による収入	301
前年度よりの繰越金	4,399

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程 540人 (うち教員養成に係る分野 540人)
経済学部	経済学科 360人 経営システム学科 320人 地域システム学科 320人 社会イノベーション学科 160人 第3年次編入学 20人
医学部	医学科 650人 (うち医師養成に係る分野 650人) 看護学科 252人
理工学部	創生工学科 940人 第3年次編入学 14人 共創理工学科 600人 第3年次編入学 6人
福祉健康科学部	福祉健康科学科 400人
教育学研究科	学校教育専攻 21人 (R2 募集停止) (うち修士課程 21人) 教職開発専攻 30人 (うち専門職学位課程 30人)
経済学研究科	経済社会政策専攻 16人 (うち修士課程 16人) 地域経営政策専攻 24人 (うち修士課程 24人) 地域経営専攻 9人 (うち博士課程 9人)
医学系研究科	医学専攻 120人 (うち博士課程 120人) 医科学専攻 15人 (R2 募集停止) (うち修士課程 15人) 看護学専攻 20人 (うち修士課程 20人)
工学研究科	工学専攻 294人 (うち修士課程 270人、博士課程 24人)
福祉社会科学研究科	福祉社会科学専攻 12人 (R2 募集停止) (うち修士課程 12人)

福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻 20人 (うち修士課程 20人)
教育学部附属小学校	630人 学級数 18
教育学部附属中学校	480人 学級数 12
教育学部附属幼稚園	144人 学級数 5
教育学部附属特別支援学校	60人 学級数 9